

令和8年度市内小学校等におけるパラスポーツ体験講座実施支援業務委託仕様書

1 件名

令和8年度市内小学校等におけるパラスポーツ体験講座実施支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 履行場所

川崎市内

4 目的

川崎市では、共生社会に向け「かわさきパラムーブメント」を推進しており、「心理的バリアが解消されたまち～心のバリアフリー～」、「誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」をレガシーとして実現させていくことを目的に、平成28年度から市内小中学校におけるパラスポーツ体験講座を開始したところである。

引き続き、福祉教育等の一環でパラスポーツの体験を希望する主に市立小学校を対象に、参加型のパラスポーツ体験講座を実施し、児童が障害及び障害者に対する理解について学習する機会を設ける。

5 委託概要

受注者は、希望調査をもとに選定した小学校（25校程度）に対し、希望日時や種目、参加児童数、実施施設の確認やパラスポーツ実施団体等との調整を行い、実施内容を確定し、令和8年6月から令和9年3月までの期間に授業の中でパラスポーツ体験講座を実施すること。

実施について、対象児童等の学年・年齢及び人数や支援級児童の有無等は受注者側がヒアリング時に確認し、各校の希望に応じた開催内容を企画するよう留意すること。

なお、これら事業の実施に向けた調整にあたっては、市内のスポーツ団体や地域総合型スポーツクラブ等の協力を積極的に活用すること。

体験会実施後は、実施団体からヒアリングを行うとともに学校からのアンケート回答をもとに、本業務の成果や課題を整理し、今後の事業展開や本市におけるパラスポーツの推進に向けた提案等を行うこと。

6 委託する内容

（1）小学校における体験講座の企画及び運営

ア 発注者との調整

（ア）実施競技の決定

発注者と協議の上、体験講座を実施する競技を4競技程度決定すること。

なお実施競技は、車いすバスケットボール、ボッチャの2競技は必須とし、車いすラグビー、車いすハンドボール、フライングディスク、ブラインドサッカーなどのパラスポーツ競技を実施すること。

(イ) 体験講座の内容調整

体験講座は、可能な限り障害当事者を講師として、障害への理解を深めることを目的に、パラスポーツの体験会を実施するほか、講演及び質疑応答の時間を設け、当事者と児童との交流ができるよう配慮すること。

(ウ) 打ち合わせの実施

発注者から要望があった際は、対面またはオンラインで打ち合わせを実施すること。また、打ち合わせ実施の際には、受注者が摘録を作成すること。

イ 小学校との事前調整

小学校に対し、事前に希望調査を行い、実施校を選定するとともに、実施校（25校程度）に対し、希望日時や競技、参加児童数、実施施設の確認やパラスポーツ実施団体等との調整を行い、次の業務を行うこと。

なお、実施について原則4年生以上を対象とし、実施時間は原則2时限（90分）とするが、学校側の希望や参加人数等の理由により変更する場合は、各学校と調整すること。

(ア) 希望調査

例年5月に開催される市立小学校校長会で発注者が説明を行うための資料を作成し、希望調査の結果を取りまとめること。なお、資料について体験講座を実施することが可能なパラスポーツについて、競技ごとの概要及び実施可能な体験講座メニュー等を掲載した簡易的な実施概要や希望調査用紙を作成すること。

（1種目あたり最大2ページとし、写真や図等で分かりやすいものとする）。

(イ) 実施校の選定

希望調査の結果をもとに、発注者が提供する過去の実施状況を踏まえ、発注者と協議のうえ選定すること。

なお、希望調査の結果、25校程度に満たなかった場合は、対応を発注者と協議すること。

(ウ) 学校への連絡

実施校選定後、希望のあったすべての学校へ実施可否を連絡すること。

(エ) 事前視察・状況確認

体験講座の実施場所、対象学年及び人数、留意事項等について確認するため、事前に対象小学校各校の視察またはヒアリングを行い、学校側実務責任者との間で運営や手続について調整を行うこと。なお、個別訪問に代えて、合同の説明会を開催しても差し支えない。

(オ) 希望に応じたパラスポーツ競技及びスケジュールの提案

各種パラスポーツに関する基本的な情報を各校に提供し、希望に応じた企画案を作成・提示するなどして実施内容を確定し、当日の運営に向け講師役団体及び各校との間の連絡・調整役を担うこと。

ウ 体験講座講師役団体との連絡・調整

パラスポーツの体験講座の講師役となる団体を選定し、団体との間で体験講座の具体的な実施内容について調整を行うこと。各校における講師役団体の選定にあた

つては、可能な限り市内で活動を行っているパラスポーツ団体へ協力依頼を行うものとするが、日程や学校側の希望と合致しない等の理由がある場合は、この限りではない。ただし、その場合には、本委託業務の趣旨に鑑み、原則として非営利活動の一環としてパラスポーツの理解促進に向けた活動を行っている団体等へ協力を依頼すること。

なお、講師を対象とした、保険に加入すること。ただし、講師が所属する各団体で保険等に加入していることを確認が取れれば、対象外とする。

エ 各校におけるパラスポーツ体験講座の運営

(ア) 当日の運営

体験講座実施当日に、運営事務局として安全かつ円滑に進められるように運営責任者及び十分な人数のスタッフを手配・配置し体制を整えるため、原則として2人以上の人員を派遣すること。また、パラスポーツ体験講座の講師役団体についても、参加者と密にコミュニケーションを図るため2人以上派遣すること。

体験講座に必要な競技用具や消耗品について受注者が手配、運搬すること。

(イ) 実施内容の記録

広報用写真の撮影、参加人数や実施内容の記録を行うとともに、学校側に撮影した写真の使用許諾の手続きを行うこと。また、各校担当者あてに実施内容についてアンケート調査を行うこと。

(ウ) 体験講座視察希望者への事前及び当日対応

各校での体験講座実施の際に、視察参加希望があった場合は、発注者と協議の上可能な限り対応すること。

(エ) 緊急対応

本業務中に事故が生じた場合など、緊急事態が発生した際は迅速な救助・救護や被害拡大防止に向けた必要な措置を実施校と連携しながら講ずるとともに、速やかに発注者あてに状況及び経過等を緊急報告し、対応を協議すること。

なお、保険について児童は、学校で加入している保険が適用されるものとする。

オ 体験講座に係る経費の支出

(ア) 体験講座講師派遣団体への謝礼金の支払い

実施当日の講師派遣に必要な経費として、各団体への謝礼金の支払い事務を行うこと。支払い事務に伴い各種事務手続きが発生する場合は受注者が併せて事務を行うこと。

(イ) 実施にかかる各種実費経費の支払い

謝礼金のほか、体験講座実施に向けて講師役団体が必要とする実費等の支払い事務を行うこと。

カ 実施結果の取りまとめ

(ア) 各校でのアンケート調査の実施及び結果の取りまとめ

教員に対して、簡易的なアンケートを作成し、各校での体験講座実施後にアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。

(イ) 結果報告書の作成及び提出

体験講座実施結果の一覧及び各学校における実施結果、実施に係る課題や改善点等をまとめ、アンケート調査結果と併せて、結果報告書を作成すること。併せて、記録写真も提出すること。なお、アンケート及び報告書の体裁について発注者と十分協議した上で作成すること。

(2) 今後の事業実施に向けたヒアリング

体験講座を実施したパラスポーツ団体や協力団体等を対象として、事業実施後に体験講座の振り返り及び今後の事業展開や本市におけるパラスポーツの推進に向け、ヒアリングを実施すること。ヒアリングの形式は対面、書面問わないものとする。

ヒアリング実施後は、結果をとりまとめ別途報告書を作成し、提出すること。

7 提出物

提出物についてデータで納品すること。なお、データの形式は問わない。

- (1) 事業実施報告書 1式
- (2) 記録写真 1式
- (3) ヒアリング結果報告書 1式

8 その他

- (1) 各小学校や各施設等及び体験講座講師役団体との連絡・調整については、発注者の指示に基づき、原則として受注者が直接行うものとする。
- (2) 実施回数について、本仕様書に定める以上の開催申し込みが事業開始後にあった場合には、発注者と受注者が協議の上対応の可否を決定する。
- (3) 仕様書に定める内容と実施結果が大きく異なることとなった場合は、両者協議の上実施内容を精査し、必要な場合には契約内容の変更を行うものとする。
- (4) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は、原則として全て発注者に帰属するものとする。
- (5) 本業務を通じて得た個人情報については適正に管理するものとし、本業務以外に使用してはならない。個人情報の取り扱いについては「個人情報の取り扱いに関する情報セキュリティ特記事項」に基づき、細心の注意を払うこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項や不明な事項については、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定する。